

新旧対照表

浦安市保育士養成修学資金貸付条例施行規則（平成28年規則第50号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（保育所等） 第2条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p><u>(1)～(4)</u> 省 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（保育所等） 第2条 同 左 <u>(1) 本市が設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行う保育所</u> <u>(2)～(5)</u> 同 左</p>